

県単農業災害対策資金

【令和元年台風第15号・19号及び10月25日の大雨による災害】

1 制度の概要

農業災害対策資金は、災害により被害を受けた農業者の経営の維持安定を図るため、再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を、県・市町村及び融資機関が協力して無利子で融資するものです。

令和元年9月の台風15号、10月の台風19号及び10月25日の大雨により被害を受けた農業者の方については、本資金が利用可能です。

2 資金区分別資金使途・貸付限度額・償還期限

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金使途	農業の再生産に必要な資金 (種苗、肥料、飼料、農薬等)	農業用施設（簡易な施設を除く）が 損壊した場合において、当該施設を 原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で 600万円以下	被害額の80%以内で 1,000万円以下
償還期間	7年以内	8年以内（うち据置2年以内）

3 末端金利

0%

4 基金協会の債務保証について

(1) 債務保証料は年0.18%です。

なお、県・市により保証料が補助されることとなっております。

(2) 保証条件は、原則として無担保・無保証人です。

(3) 法人の代表者は原則連帯保証人となります。